

## 河津八平先生のご退任に寄せて

河津八平先生は、平成二〇年三月三十一日をもちまして、本学をご退任されることになりました。先生は、研究・教育・本学の行政にと尽力されました。本당にご苦労様でしたと申し上げると共に、心よりお礼を申し上げます。と思います。

先生のお名前は、私法学会や学会誌などを通じて存じ上げていましたが、私が先生に直接お会いしたのは、本学の民法担当の前任者が定年退職された後の補充を招聘教授枠で実施することになった平成一二年の春学期でした。先生は法学部の状況を聞かれた後に、「本當にお困りですか」とお尋ねになり、前任校の定年前でしたが、平成一四年四月に本学にご着任頂きました。お陰様で完全な専任体制で民法講義を実施することができたのでした。この様な先生のお心の広さと優しさは、その後も我々後輩や学生に一貫して注がれています。

先生のご研究は、公害問題、不動産問題、製造物責任問題、消費者保護問題など広く民法の財産法全般にわたっており、これらに関する業績はいずれも学会、実務界から注目されました。特に、平成五年九月に下関市立大学論叢第三七巻第一号に発表された「製造物責任論(序論)」から、平成一一年一月の北九州大学法政論集第二七巻二〓三合併号に掲載された「アメリカ力厳格製造物責任法における指示・警告上の欠陥」までの実に六本に及ぶ製造物責任に関する論文は、斯界でも高く評価されております。これらの論文は、アメリカ法の紹介に関するものですが、わが国の平成七年七月一日施行の製造物責任法の解釈にあたって参考とすることができるものと思われます。先生は、市民のための法学研究・法学教育の姿勢を貫かれたのであります。

退任間近の今日も、先生の学問的情熱はいよいよ盛んで、平成一九年一二月発行の九州国際大学法学論集第一四巻二号の「消費者保護と特定商取引法(4)」の続編を執筆中です。

河津先生、いつまでもお元気でご健筆をふるってください。先生の今後のご活躍とよりいっそうのご健勝を心よりお祈り申し上げます。